【公表】	
整理番号	46
契約番号	30農振財契第1370 号
件名	平成31年春「日立キャピタルの森(仮称)」植栽等委託
履行場所	東京都八王子市上恩方町地内
概要	植栽(針葉樹 1.61ha、広葉樹 0.57ha) 獣害防止ネット設置、目印棒設置 歩道新設 企業の森イベントの指導
履行期間	契約締結日から平成31年(2019年)6月26日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者
	①東京都における平成29・30年度(もしくは平成31・32年度)物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目02 園地・植込地等保護管理」又は「取扱品目05 除草・草刈(緑地育成)で登録している者であること。
	②東京都における平成29・30年度(もしくは平成31・32年度)物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目190:その他の業務委託」のうち「取扱品目99 その他」で登録している者であること。
	③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	
	平成31年4月12日(金) 10時00分 ※時間は変更する場合があります。
	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1) セミナー室
希望申出期間	平成31年3月28日(木)から4月3日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の 提出書類	(1) 希望票 〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)
	(2) 会社概要·実績一覧表〔様式あり〕 (必要事項を記入)
	(3)〇希望申出要件①又は②に該当する場合は、
(1)から(3)までを 提出してくださ い。	東京都の「平成29·30年度(もしくは平成31·32年度)物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の 写し、及び「平成29·30年度(もしくは平成31·32年度)競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の 写し
	〇希望申出要件③に該当する場合は、
	 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。
	(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。
	(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。
	(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。
	(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。
	(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする
	子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加する
	ことができません。
	(7) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する 問い合わせ先	住所 東京都立川市富士見町3-8-1
	電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関 する問い合わ せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉の少ない森づくり運動 【担当】荻野
	住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内
	電話 0428-20-8153 FAX 0428-22-1489 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/

植栽作業等特記仕様書

第1章 総 則

- 第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書[(公財)東京都農林水産振興財団] (以下「標準仕様書」という。)でいう特記仕様書で、この施業の施工に適用する。
- 第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。
- 第3条 「標準仕様書」・「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕 様書」・「標準仕様書」の順によるものとする。
- 第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。
 - 1) 標準仕様書(附則-1) 「森林施業記録写真要領」
 - 2) 標準仕様書(附則-2) 「受託者提出類様式集」
- 第5条 標準仕様書・適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。
- 第6条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。
- 第7条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕 様書によるものとする。
- 第8条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、 監督員と協議するものとする。
- 第9条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または 所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければな らない。
- 第10条 受託者は、施業に従事した作業員の、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生 年金保険、退職金共済の加入状況を取りまとめ、加入を証する書類の写しを添 付して、発注者へ提出しなければならない。
- 第11条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。
- 第12条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任に おいて厳正に行うものとする。
- 第13条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。
- 第14条 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。
- 第15条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森 林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努め ることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様 式一12にて報告すること。なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の 使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出

等のないよう適切な管理を行うこと。

第2章 提出書類

第16条 受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

1) 施業記録写真

1 部

第3章 施業

第17条 植栽

- 1) 花粉の少ないスギ及びヒノキの苗長は 45 cm 程度、広葉樹の苗長は 50 cm 程度とし、 $2 \sim 3$ 年生苗とする。
- 2) 植栽列は、横列とし苗間及び列間距離については、監督員の指示に従うこと。
- 3) 苗木の列間隔及び苗間隔が、均等になるように植栽する。ただし、岩盤及び根 株等の傷害物がある場合は、これを避けて植栽する。
- 4) 樹下植栽の場合は、上木との間隔も考慮して植栽する。
- 5) 混植の場合は、樹種の混交状態が均一になるように植栽する。
- 6) 広葉樹を植栽する場合の樹種は監督員の指示に従うこと。
- 7) 苗木は東京都山林種苗緑化樹生産組合から購入すること。
- 8) 植栽する苗木は材料搬入内訳調書を作成して、納品書等を提出し、監督員の確認を受けること。
- 9) 広葉樹の植栽にあたっては、広葉樹苗に沿うように目印棒(青色ファイバー製 ϕ 4.5 mm×1.50m)を立て込むこと。

第18条 植付け方法

- 1) 植穴周囲の落葉、下草等は取り除き、苗木の根を十分考慮し植穴をつくること。
- 2) 植穴の中央に苗木の根を四方に拡げ腐植に富んだ表土を寄せ掛け、適度に踏み 固めること。この際、枝条、石礫等が入らないよう注意すること。
- 3) 苗木の根本には、落葉、下草で被覆し、水分の保持につとめること。
- 4) 受託者は、乾燥した天気が続いて苗木の活着が困難と思われる場合には、監督 員に報告し協議すること。

第19条 仮 植

- 1) 苗木は、受領後速やかに、指定した場所に仮植する。
- 2) 仮植本数は、ヒノキ及びスギではおおよそm2当たり90本程度、その他の樹種は40本程度を目安にする。
- 3) 苗木の根が曲がらないように仮植する。なお、異常に長い苗木の根は切断して 仮植する。
- 4) 苗木を仮植する深さは、最下枝がやや埋まる程度とする。
- 5) ヒノキの場合は、葉裏を地面に向けて仮植する。
- 6) 仮植後の踏み付けは、十分に行う。

第20条 苗木の運搬

- 1) 苗木の梱包は、丁寧に取り扱い、三段以上積み重ねない。
- 2) 苗木の梱包に使用されるこも等の処理は、受託者が行うこと。
- 3) 小運搬の際、やむをえず分けて梱包する場合は、根部を乾燥させない。

4) 苗木の持ち運びは、必ず苗木袋を使用し、苗木の根を長時間露出させない。

第22条 枯補償

施業完了後、植栽した苗木の枯死の発生が確認された場合は、協議の上、次の号の 定めにより適切な措置を講じなければならない。

- 1) 植栽完了後、6ヶ月を経過した時点で枯死が確認された場合は、発注者の立会 い確認を受けなければならない。
- 2) 天災、その他やむを得ないと認められる場合以外であって、受託者の責に帰すべき理由により、植栽した苗木の4割以上が枯死した場合は、受託者の負担により植替えを行うこと。この場合、受託者は、原則として活着済みの苗木等と同等以上の規格のものを使用すること。

第23条 獣害防止ネット設置

- 1) 設置にあたっては、あらかじめ現地において監督員立合いのもと施工箇所について、協議した後で施工すること。
- 2) ネットの色は景観に配慮した黒色とし、事前に監督員の承諾を得ること。
- 3) ネットの裾部分は、柵の外側へ出るように設置すること。
- 4) ネットの縦張り部分は余裕をもたせて設置し、裾部分は地際との隙間ができないように地面の起伏に沿って固定すること。
- 5) 支柱の間隔は3.0 mを標準とし、ネットの高さが維持されるよう地形の起伏を考慮して調整すること。
- 6) 支柱は重力方向に垂直に設置すること。
- 7) 結束用の鉄線は折り曲げて2重にして使用すること。
- 8) アンカー杭は頭部分が隠れるまで十分に打ち込むこと。
- 9) 張りロープは、弛みが生じないよう強く引っ張り設置すること。また、押さえロープは地際との隙間ができないように地面の起伏に沿ってアンカーで固定すること。
- 10) 立木を使用する箇所では、倒木等による連鎖被害を防止するため、立木3本に 1本程度ごとに完結し、緩みのないように結束する。また、結束するときは、次 の区間の始点と段差のできないようにすること。
- 11) 補修糸は、支柱が重力方向に垂直を保てるよう1方向又は、両側方向に行うこと。又、ネットとネットのつなぎは、補修糸で行うこと。
- 12) 張り(吊り)ロープ、アンカー杭、補修糸は新たに施工し、支柱及びネットについては、監督員の指示に従うこと。
- 13) 施工の終了した後、出来形を報告すること。
- 14) 受託者は、必要な資材について「材料品承諾書」及び「材料搬入内訳書」を 提出し、事前に監督員の承諾を得ること。
- 15) 資材搬入時には「材料検査請求書」提出し、監督員の検査を受けること。
- 16)受託者は、「材料検査請求書」に全ての材料の品質証明書及び納入伝票(写)を添付すること。

第24条 歩道新設

1) 歩道の幅員は、0.6mを標準とし、切り土盛り土のバランスを保ち、林内に捨て 土が出ないようにすること。また、路面は十分に締め固め、降雨による流出の防 止を図るものとする。

- 2) 湧水・滞水の見込まれる個所については、伐倒木等により簡易な排水溝を設けること。
- 3) 軟弱な地質の箇所では、現場内にある資材等を利用して路肩の保護を行う。
- 4) 勾配は、均一な勾配とするが、やむを得ず急傾斜地を通過する場合は、伐倒木等により簡易な階段を設けるものとする。

第25条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者及び近隣地主等との連絡を密に取りトラブル等起きないよう十分注意すること。
- 2) 施業箇所に一般登山者等が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場 内に登山者が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等があ る場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設 置すること。
- 3) 上記以外の事項については、監督員の指示に従うこと。
- 4) 企業の森イベントの指導の受託が出来ること。